

阿蘇くじゅう国立公園
くじゅう地域生態系維持回復事業計画

令和2年11月6日

農林水産省

環境省

1. 生態系維持回復事業計画の名称

阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

令和2年11月6日から下記の目標が達成されるまでとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域（以下、「くじゅう地域」という。）は、九州本島最高峰の中岳、久住山、大船山等の山々からなるくじゅう山群及び別府と湯布院の間に位置する由布岳・鶴見岳地域並びにそれらの山麓に広がる広大な山林・草原からなる多様な景観や生態系を有する地域である。また、当地域には、坊ガツル湿原、タデ原湿原、小田の池、猪の瀬戸湿原等の学術的に貴重な湿原が発達している。

標高1,500メートルから1,800メートルの火山山頂帯は、本州中部の高山帯と共通する要素が見られ、ミヤマキリシマ、コケモモ、マイヅルソウ等にササを伴った低木林が発達し、山腹から山麓にかけては落葉広葉樹林が見られる。山麓部は古くから野焼き等で維持されてきた草原や湿原が広がり、ユウスゲ、サクラソウ等が生育するほか、キスミレやヒゴタイ、オグラセンノウ等の大陸系遺存植物も見られる。これらの植物種や群落は、くじゅう地域の景観要素として非常に重要であるとともに、生物多様性の保全上も重要である。

しかし、くじゅう地域においては、ニホンジカの分布域拡大に伴う希少な植物の食害、オオハンゴンソウやオオキンケイギクをはじめとする外来植物の侵入・拡散、植生の遷移の進行に伴う希少な植物群落の衰退、草原生態系を長年維持してきた野焼きや採草の継続が困難になっている地域があること等の複合的要因により、生態系への影響が生じている状況にある。

特に、猪の瀬戸湿原、タデ原湿原や坊ガツル湿原では、草原生態系を維持する上で野焼きの継続が不可欠であるにもかかわらず、その継続が困難となっているという根本的課題を抱えていることに加え、2000年代からのニホンジカの増加に伴う希少な植物の食害や湿原への外来植物の侵入が見られる。また、小田の池では周辺草地の森林化が進行し、生態系が変容しつつあるほか、くじゅう連山のミヤマキリシマやコケモモ群落は、これらより樹高の高い在来植生の遷移に伴う被圧・枯死が見られる。由布岳・鶴見岳・くじゅう連山の山地の森林帶でも、ニホンジカによる生態系への影響がみられるとともに、農林業への影響も懸念される。なお、野焼きの継続が困難になること等に伴う草原景観や草原生態系の劣化は、くじゅう地域全域で見られている。このような生態系の劣化を防止・回復するために、各地区では地域主導の様々な取組が進められている。

本事業では、各地区で取組を進める関係機関・団体と連携し、既存の取組を支援しつつ、くじゅう地域の景観や生態系の構成要素である湿原や草原の保全及び重要な植物群落や落葉広葉樹林に影響を与えていたニホンジカや外来種等の対策を通して、くじゅう地域の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）

ア) くじゅう地域における重要な植生群落のモニタリング

くじゅう地域の生態系を特徴づける植物の生育状況を把握するために、くじゅう地域における重要な植生群落（以下、「重要植生群落」という）を中心に、植生の計画的なモニタリングを行う。その際、林野庁が実施している森林生態系多様性基礎調査やタデ原及び久住高原で地域団体が実施しているモニタリングサイト1000の情報も活用する。

本計画における重要植生群落は、湿原（猪の瀬戸、小田の池、タデ原、坊ガツル）、草原（久住高原）、ミヤマキリシマ群落（鶴見岳、由布岳、くじゅう連山）、コケモモ群落（くじゅう連山）とする。このうち、久住高原の重要植生群落は、草原内に点在する希少植物が生育する半自然草原及び湿地とする。

イ) ニホンジカのモニタリング

ニホンジカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的にモニタリングする。

① ニホンジカによる植生への影響の把握

希少植物の食害が短期間で生じる可能性のある重要植生群落については、関係団体と連携し、定期的に食害状況等の情報をモニタリングする。

ニホンジカの分布拡大に伴う植生への影響は、中長期的に生じることから、猪の瀬戸湿原に設置した柵内の植生調査等を継続し、経年変化を把握する。

② ニホンジカの生息状況の把握

ニホンジカの生息数の増減傾向、分布域等を把握するため、糞粒又は糞塊による調査、捕獲管理データの活用等による調査及び資料収集、分析等を実施する。

ウ) 外来植物のモニタリング

くじゅう地域における重要植生群落内へのオオハンゴンソウ、オオキンケイギクの侵入・拡散は、直ちに対応が必要となることから、定期的にモニタリングを実施する。

外来植物の分布は、すでに、くじゅう地域内に広く確認される状況にある。そのため、種子散布や工事等に伴う重要植生群落への侵入・拡散を防止する観点から、重要植生群落の周辺地域の分布状況の把握に努める。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

① ニホンジカの管理

重要植生群落については、ニホンジカの採食圧や踏圧から植生を守り、回復させるため、植生保護柵の適切な配置を検討し、設置する。柵の構造については、エリア全体を囲う柵、保全対象となる植物の個体を囲う小規模な柵、捕獲を補助するための囲い柵等、必

要となる機能を絞り込む。柵の構造、設置位置の検討にあたっては、風致景観、野焼き活動、公園利用への支障がないよう配慮する。

国立公園のくじゅう地域全体のシカの個体数調整の実施については、予防原則に基づき早い段階から対策を講ずるという考えの下、重要植生群落への影響の程度や国立公園周辺での管理捕獲の状況を把握した上で、捕獲場所、捕獲規模、捕獲体制及び捕獲手法を検討し、役割分担を決めて連携を図りつつ、効率的な捕獲に努める。

② オオハンゴンソウ、オオキンケイギクの防除

くじゅう地域にすでに広く分布しているオオハンゴンソウ、オオキンケイギクについては、全域を完全排除するのではなく、防除の優先順位をつける。重要植生群落の保全を最優先とし、重要植生群落に種子が拡散する恐れのある箇所、工事等に伴い重要植生群落内に運び込まれうる箇所等を優先する。

重要植生群落への侵入が確認された場合は、直ちに防除を行うこととし、根の抜き取りを基本とする防除手法をとるとともに、種子の拡散防止措置を徹底する。また、埋土種子の発芽が想定されることから、防除区域については、経年でモニタリングや必要な処置を行う。なお、オオハンゴンソウについては、タデ原での防除手法が効果を上げていることから、地区間の情報共有を進める。

また、タデ原の湿原域への特定外来生物である植物の侵入を予防するために、湿原域への立入と利用に関するルールを作成する。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

① 植生の遷移による重要植物群落の被圧への対応

在来種による植生の遷移の進行は、特定の植物群落に悪影響を及ぼす一方で、自然の遷移の過程でもある。そのため、在来種による植生の遷移への対応は、国立公園の重要な景観や生態系の要素である重要植生群落への影響軽減を目的に実施する。

ミヤマキリシマ群落やコケモモ群落に影響を与えるノリウツギ等の在来種については、主要展望地・登山道沿いの景観及び生態系の保全上重要な場所のみ除伐を実施する。なお、対策に当たっては、登山利用との関連性（植生の踏圧や路線の複線化等）を考慮し、植物の除伐と登山道の補修のあり方を併せて検討する。

猪の瀬戸、タデ原、坊ガツルの湿原植生に影響を与える遷移については、湿原及びその周辺の野焼きの維持、乾燥化の防止により対応する。

久住高原の草地については、複数の牧野組合が管理する広域の野焼きの維持が必要であり、その維持のあり方を検討する。

小田の池については、湿原域の生態系やその周辺の景観を保全する。

② 野焼きの継続に向けた体制のあり方の検討

重要植生群落に生育する植物や、草原性の昆虫や鳥類については、その多くが野焼きによって維持される草地若しくは湿原に依存することから、野焼きの継続に向けた体制のあり方を検討する。

(4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

重要植生群落の希少植物、草原性の昆虫や鳥類の保護については、草地及び湿原等、本来の生育環境の保全を図ることを優先し、域内保全を原則とする。ただし、希少動植物のうち、域外保全が可能である種については、必要に応じて、域外保全の可能性を排除しない。

(5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

生態系の保護の必要性や本事業の実施状況について、長者原ビジターセンター等の国立公園の利用拠点やインターネット、パンフレット等を活用し、地域住民や公園利用者への普及啓発を進め、事業への理解と協力を働きかける。また、他地域の団体・個人への情報発信を行い、協力が得られる体制構築を図る。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

5年を目途に事業の効果、内容、目標の達成状況等の総括的な検証及び評価を行い、必要に応じて本事業計画の見直しを行うこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき大分県が策定した「鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」、鳥獣による農林水産業務に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき関係市町が策定する「鳥獣被害防止計画」等との整合を図るものとする。

また、国有林野の管理経営に関する法律に基づき九州森林管理局が策定した「地域管理経営計画（大分中部森林計画区、大分北部森林計画区、大分西部森林計画区）」等との整合を図る。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関連行政機関、関係団体等は本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携及び協力して必要な事業を行うものとする。

なお、関係機関等からなる連絡会等を設置し、連携及び協力を図るものとする。